

山口県報

平成23年
4月8日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(二件) (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課) 四

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課) 四

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課) 四

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課) 五

道路の位置の指定(建築指導課) 六

公告

肥料の登録(農業振興課) 六

肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課) 七

防府都市計画公園の変更に係る図書(都市計画課) 七

防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 七

防府都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課) 八

教委告示

山口県指定有形文化財の指定 八

山口県指定天然記念物の指定 八

選管告示

直接請求に必要な有権者の数 八

山口県告示第六十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年四月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 昭和電工株式会社
住 所 東京都港区芝大門一丁目一三番九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 昭和電工株式会社徳山事業所
所在地 周南市開成町四九八〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 隔 隔 時 日 の 使用 間 間 動 季 の 節 節 概 的 要 変 動 動 の 概 的 要 変
二七一又	一、〇三三	平成二三、 四、二九	平成二三、 五、三二	平成二三、 六、一	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
"	七三三	"	"	"	"

備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 小	
水素イオン濃度 (水素指数)	二二	一四	二七
化学的酸素要求量 (mg/l)	三五	二五	二
浮遊物質量 (mg/l)	一	七	一
室 態 の 値	〇・三	〇・四	〇・三
窒素	〇・三	〇・四	〇・三
リン	〇・〇四	〇・〇三	〇・〇四
排水の一日当たりの量 (m ³)	二四	七三	一、〇三三

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 1 排水口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常 最 大	通 常 最 小	
水素イオン濃度 (水素指数)	五・八	六・八	四四、〇二〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	六・八	四	四三、九七一・五
浮遊物質量 (mg/l)	七	四	〇・六
室 態 の 値	一・五	〇・一	〇・三
窒素	一・五	〇・一	四三、九七一・五
リン	〇・三	〇・一	四三、九七一・五

山口県告示第百六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。
 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年四月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
 住 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所宇部

三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔りの使用 時間
四七―水	(m ³ /時) 〇	平成二三年五月一	平成二三年六月三〇	平成二三年七月一	断 続 間四・五時
四七―八	(l/時) 九〇〇	平成二三年五月一	平成二三年六月三〇	平成二三年七月一	連 続 二四時間 変動なし

備考 「四七―八」及び「四七―水」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設及び廃カス洗浄施設をいう。

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者の名称	介護予防事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
医療法人神田医院	周南市大字須々万本郷二五〇二	訪問看護ステーションペンギン	周南市大字須々万本郷二五〇二	訪問看護	"
山本光太郎	宇部市大字東須恵一〇六五	やまもとクリニツク	宇部市大字妻崎開作三二六	居宅療養管理指導	"
社会福祉法人パール	東京都渋谷区鉢山町三番二七号	社会福祉法人パール萩在宅生活支援センター	萩市大字唐樋町六〇	平成二三、三、三一	"
医療法人神田医院	周南市大字須々万本郷二五〇二	訪問看護ステーションペンギン	周南市大字須々万本郷二五〇二	"	"
介護予防事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	
医療法人神田医院	周南市大字須々万本郷二五〇二	訪問看護ステーションペンギン	周南市大字須々万本郷二五〇二	訪問看護	"
山本光太郎	宇部市大字東須恵一〇六五	やまもとクリニツク	宇部市大字妻崎開作三二六	居宅療養管理指導	"

山口県告示第百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年四月八日

山口県知事 二井 関成

山口県告示第百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年四月八日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	居宅介護支援事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社やまびこ	光市大字三輪七八〇の二	やまびこヘルシオン	光市大字三輪七八〇の二	訪問介護	平成二三、三、三一
株式会社ひだまりの家	浅江三丁目一四番二四号	訪問介護事業所ひだまりの家	目六番五号	"	"
医療法人社団厚心会	宇部市大字妻崎開作三二六の二六	やまもとクリニツク	宇部市大字妻崎開作三二六の二六	居宅療養管理指導	"
有限会社片倉温泉くぼた	大字西岐波五三四五	デイサービスコスモス	大字東万倉六七五の七	通所介護	"
社会福祉法人青監会	山口市吉敷中東一丁目一番二号	ハートホーム新山口認知症デイサービスセンター	山口市小郡平成町一番一八号	認知症対応型通所介護	"
"	"	ハートホーム宮野認知症デイサービスセンター	宮野下二九九七の五	"	"
居宅介護事業者の名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の所在地	事業の種類	指定年月日	
エポックワン有限会社	周南市城ヶ丘三丁目一番三三三三号	サポートこもれび	下松市古川町一丁目五番五号	平成二三、四、一	"
合同会社やまびこ	光市大字三輪七八〇の二	やまびこ居宅介護支援事業所	光市大字三輪七八〇の二	"	"

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 者
山口県生 第五九二号	平成二一、 九、二二	炭酸カルシウム 肥料	粒状炭酸苦土石 灰	アルカリ分 一五・〇〇 可溶性苦土 一〇・〇〇	該当なし	誠信産業株式会社
山口県生 第五九三号	"	"	灰一五炭酸苦土石	アルカリ分 一五・五〇 可溶性苦土 一五・〇〇	"	愛知県豊橋市東小鷹 野四丁目六の二

(九〇) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成二十三年四月八日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生 産 者
山口県生 第五二四号	平成二一、 九、二二	副産石灰肥料	くみあい粒状ミ ネラルG	アルカリ分 四二・〇〇 可溶性苦土 二〇・〇〇	公定規格のとおり	アサヒミネラル工 業株式会社 広島県呉市昭和町一 番一号
山口県生 第五三三号	"	混合有機質肥料	B特号S	窒素全量 五・一五 りん酸全量 〇・五	"	神協産業株式会社 熊毛郡田布施町大字 波野九六二の一
山口県生 第五六〇号	平成二一、 二、一	魚かす粉末	魚粉	窒素全量 七・〇〇 りん酸全量 五・〇〇	該当なし	山陽ハイミール株 式会社 下関市筋川町二〇番 一五号
山口県生 第五六五号	平成二一、 一、三〇	乾燥菌体肥料	協和乾燥菌体肥 料四号	窒素全量 四・〇〇 りん酸全量 一・〇〇	公定規格のとおり	協和発酵バイオ株 式会社 東京都千代田区大手 町一丁目六番一号

(九一) 防府都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称
防府都市計画公園八・三・二 三田尻御茶屋公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(九二) 防府都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一

項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 防府都市計画下水道防府市公共下水道
 - 防府都市計画下水道富海都市下水道
 - 防府都市計画下水道富海第二都市下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 - 山口県土木建築部都市計画課

(九三) 防府都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

防府市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による防府都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年四月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 防府都市計画ごみ焼却場防府市クリーンセンターごみ焼却場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 - 山口県土木建築部都市計画課

山口県教育委員会告示第二号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。



平成二十三年四月八日

山口県教育委員会

名	称	員数	所在の場所	所有者
旧滝部小学校本館 西教室棟の部分	一棟	三の一	下関市豊北町大字滝部三二五	下関市

山口県教育委員会告示第三号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第三十七条第一項の規定により、次の記念物を山口県指定天然記念物に指定する。

平成二十三年四月八日

山口県教育委員会

名	称	所在地	指定地域	所有者
防府市向島の寒桜	防府市大字向島七七五	防府市大字向島七七五のうち 当該寒桜の根元から半径一三メートルの円内の土地	防府市	防府市



山口県選挙管理委員会告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十三年四月八日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正 顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求 県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十四条第一項 地方自治法第七十五条第一項	二四、一三〇
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二六七、七四六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 二七九 熊毛郡選挙区 二七九 下関市選挙区 二七九 宇部市選挙区 二七九 山口市選挙区 二七九 萩市選挙区 二七九 防府市選挙区 二七九 下松市選挙区 二七九 岩国市選挙区 二七九 光市選挙区 二七九 長門市選挙区 二七九 柳井市選挙区 二七九 美祢市選挙区 二七九 周南市選挙区 二七九 山陽小野田市選挙区 二七九
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	一四七、七四六
副知事並びに選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二六七、七四六
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二六七、七四六

平成二十三年四月八日印刷
発行

発行所
行人

山口県知事
山田 隆